

平成28年（行ウ）第211号、平成31年（行ウ）第115号工事実施計画認可取消請求事件

平成28年（行ウ）第211号事件原告ら 川村晃生 外737名

平成31年（行ウ）第115号事件原告ら 奈須 利江 外66名

被 告 国（処分行政庁 国土交通大臣）

参加人

### 準備書面 23

2019（令和元）年7月19日

東京地方裁判所民事第3部 御中

原告ら訴訟代理弁護士 高木 輝雄

印 代印

同 弁護士 関島 保雄

印 代印

同 弁護士 中島 嘉尚

印 代印

同 弁護士 横山 聰

印 代印

同 弁護士 和泉 貴士

印 代印  
外

御府平成31年（行ウ）第115号 工事実施計画認可取消請求事件の原告  
各自の、本件認可による工事及び工事完成後の中央新幹線の運行により受ける

被害予想と、原告各自の原告適格について以下主張する。

中央新幹線の路線と原告ら居住地との位置関係は、別紙グーグルマップ上に原告番号で記載したとおりである。なお、路線からの距離が遠い者については記載を省略した。

原告らは、行政事件訴訟 9 条による、本件認可処分（その 1）及び本件認可処分（その 2）により、自己の権利若しくは法律上保護された利益を侵害され又は必然的に侵害されるおそれのある者として、原告適格を有するものであるが、本件認可処分（その 1）及び本件認可処分（その 2）により、侵害され又は必然的に侵害されるおそれのある利益について、原告各自別に、別表で個別に記載するものである。

なお、別表に記載した原告各自の個別的利害については以下の通り解説する。

- 1 原告全員は、本件認可処分の取消請求訴訟を提起するに付いて、南アルプスの自然環境の保全及び享受する権利を原告適格として有している。これについては平成 28 年（行ウ）第 211 号事件の準備書面 22 で詳細に主張しているのでその主張を援用する。
- 2 また、中央新幹線の輸送の安全性を求める権利又は利益を原告全員が有しており、原告適格がある。これについては平成 28 年（行ウ）第 211 号事件の準備書面 22 で詳細に主張しているのでその主張を援用する。
- 3 原告らの内、別表の原告番号 1、23、26、27、30、31、43、57、67 の原告は、本件認可処分（その 1）及認可処分（その 2）の工事において設置が予定されている電力設備や運行管理システムの設置予定の軌道や駅舎、保守基地、車両基地等の予定地に土地や立木等物権的権利を有している者である。
  - (1) 別表原告番号 26、30 の原告は保守基地又は路線予定地の土地を所有している。別表に●印で記載した。
  - (2) 原告番号 1、23、27、30、31、43、57、67 の原告は保守基

地又は路線予定地に立木を所有している。立木所在地の地番等は別表に記載した通りで、該当欄に●で印を記載した。

- 4 本件工事計画の本件認可処分（その1）及び本件認可処分（その2）による工事及び中央新幹線の運行に伴い、工事予定地等事業地の周辺住民の騒音、振動、大気汚染等様々な環境の被害により健康又は生活環境等人格的利益に著しい被害を受けるおそれのある者の原告適格については、別表にその被害想定内容を原告ごとに被害が想定される項目に●印を記載した。

この場合、参考になるのは、行政処分により認められる施設や工事予定地等の事業地周辺の住民の騒音振動等により健康又は生活環境に著しい被害を直接受けるおそれのある者の原告適格を認めた小田急線の高架事業に関する最高裁大法廷判決（平成17年12月7日民集59巻10号2645頁）である。同判決は、原告適格に関する具体的判断として、東京都環境影響評価条例第2条5号の「事業者が対象事業を実施しようとする地域及びその周辺地域で当該対象事業の実施が環境に著しい影響を及ぼすおそれがある地域」を「関係地域」として定められていると言う事情を考慮して同地域に居住する者の原告適格を肯定したことを参考にすることが出来る。

本件認可処分（その1）及び本件認可処分（その2）には環境影響法による横断条項が適用されるので、環境影響法に基づく環境影響評価手続きでの、本件事業の実施が環境に著しい影響を及ぼすおそれがある地域であるか具体的に本件認可に係る環境影響評価書との関係で検討する必要がある。

別表の備考欄には原告住宅地と本件認可処分（その1）及び本件認可処分（その2）による中央新幹線の予定路線との距離の近い原告に関しては、その距離を記載した。

以下、被害項目ごとにその概要と原告らとの関係を明記する。

（1）上水道飲料水に対する汚染被害のおそれのある原告

- ① 神奈川県在住の原告は、相模川の河川水が上水道の水源となっている。中央

新幹線の神奈川県内工事により、相模川及びその支流の河川に、中央新幹線工事による汚染水が流入することが予測されている。その結果、相模川の水を飲料水源とする神奈川県在住の原告には、飲料水の汚染の危険性を防止する為に本件認可の取り消しを請求する原告適格がある。

② 山梨県の原告の内、甲府市の一一部、昭和町、中央市、笛吹市の一部、南アルプス市、富士川町の住民原告は、山梨県内の中央新幹線工事予定ルート近くにある深井戸が各市の水道水源となっている。中央新幹線の高架部分及び駅舎工事により飲料水源である地下水が汚染される危険性があり、これらの原告には飲料水の汚染の危険性を防止する為に本件認可の取り消しを請求する原告適格がある。

③ 長野県飯田市市民は上水道水源地域近くを中央新幹線トンネル工事が行われるが、その水道水を飲料としている原告がいる（丙5の1、8-2-4-5頁）。中央新幹線工事のトンネル工事による土砂や地盤強固剤等の薬液等により水源が枯渇し又は汚染する結果、飲料水が汚染される危険性が高い。飲料水の汚染の危険性を防止する為に本件認可の取り消しを請求する原告適格がある。

(2) 簡易水道又は井戸水による飲料水源の枯渇又は汚染被害のおそれのある原告  
簡易水道又は自家井戸を飲料としている原告で、中央新幹線工事により、井戸枯れ又は監視水道水源の汚染が心配される原告らには、飲料水の枯渇や汚染の危険性を防止する為に本件認可の取り消しを請求する原告適格がある。

長野県大鹿村の大河原簡易水道を使っている原告は、中央新幹線のトンネル工事により簡易水道源が枯渇し又は汚染する危険性があるので、その原告は原告適格がある（丙5の1、8-2-4-3頁）。

(3) 井戸水を飲料以外の生活用水として使っている原告で、中央新幹線工事の為に井戸が枯れるか、汚染される危険性の原告がいる。その原告は生活用水を利用する権利や利益があり、これらの被害を受ける危険性を防止する為に本件認可の取り消しを請求する原告適格がある。

(4) 農業用水に井戸水や湧水を利用している原告で、中央新幹線工事が原因で井戸が枯れ、湧水が枯れる危険性を心配している原告がいる。これら原告には農業用水を利用する権利があり、中央新幹線の工事計画の認可取り消しを求める原告適格がある。

(5) 中央新幹線の列車走行による騒音、低周波や振動、微気圧等の被害を受ける可能性がある原告の原告適格。

軌道中心線より両側800mの範囲を騒音振動の及ぶ範囲と想定した。

環境省の告示による新幹線鉄道騒音に係る環境基準の類型の当てはめについては各都道府県が行っているが、鉄橋部分の取り扱いは半径600メートルから800メートルの範囲で都道府県が指定していることを考慮し、中央新幹線の高架橋や橋梁部分の騒音に関しては、鉄橋と同視し最大半径800メートルの範囲の原告は騒音被害を受ける地域と想定し原告適格を主張する。

新幹線の振動に関しては、環境基準は無く、勧告値が70デシベル以下と騒音と同じレベルであるので、騒音と同様、軌道中心線より両側800mの範囲の原告には騒音同様に原告適格があると考える。

(6) 列車走行以外の工事関係の建設機械や車両等による、騒音、低周波、振動、大気汚染の被害を受ける可能性がある原告らの原告適格

中央新幹線のトンネル工事による非常口周辺の住民、高架橋や橋梁、駅舎、車両基地、保守基地等の中央新幹線の施設の建設予定地周辺から200メートル以内の原告らはこれらの被害を受ける可能性があり原告適格を有している。

参加人の環境アセスでは、建設機械の騒音の距離減衰を工事現場から200メートルの範囲で予測している（丙3の2環2-7-2～環2-7-60頁、丙5の2環2-8-3～環2-8-41頁、丙6に2環2-7-9～環2-7-41等他県も同様）。

また建設機械による大気汚染の寄与濃度を高架橋等施設から120メートル以内を予測している（丙3の2還1-4-27～還1-4-47頁等他県も同

様)。

建設機械の振動の距離減衰についても 200 メートルの範囲内で予測している(丙 3 の 2 環 3-5-1 ~ 環 3-5-7、丙 5 の 2 環 3-5-1 ~ 環 3-5-6 頁等他県も同様)。

少なくとも高架橋部分、駅舎、保守基地、車両基地、非常口から 200 メートル以内に居住する原告には、これらの被害を受ける可能性があるので、原告適格がある。

(7) 建設機械や建設資材及び残土運搬車両の走行により、騒音、振動、大気汚染、交通渋滞の被害を受ける危険性がある原告には原告適格がある。

参加人は環境アセスでは建設機械や資材の運搬車の騒音振動付いては一部の道路端から 200 メートルの範囲でしか騒音、振動、大気汚染を予測していない(丙 3 の 2、環 2-7-2 ~ 環 2-7-6 0 頁等)。

大気汚染については道路端でしか予測していない(丙 3 の 2、8-1-1-6 2 頁)。

しかも最大の問題は、工事関係者車両特に残土運搬車両の通行する道路やその走行範囲がいまだに決まっていないことである。

これは残土捨て場(置き場)の場所とそこへの運搬する残土量が決まっていないので、運行車両の台数もルートも運行期間も決めらるのが現実である。

中央新幹線はトンネル部分が多いため、巨大な残土が、中央新幹線の工事計画や予定されている 1 都 6 県の特へ山岳地帯など谷筋に棄てられる可能性が多い。その為広範囲に残土運搬車両が通る可能性がある。

現に飯田市を中心とする伊那谷ではかなり広範囲に残土捨て場と運搬ルートが議論されていることを考慮すると、今後他の地域でも残土の捨て場とそのための車両運行ルート等が議論されることが予想される。

原告らのうち、中央新幹線の予定ルートから離れている原告でも、残土運搬

車両が居住地に近い道路を通る可能性がある。その場合には車両による騒音、振動、大気汚染、生活道路の交通渋滞など穩便で健康的な生活環境に被害を受ける可能性があるので、中央新幹線の予定ルートからかなり離れている原告も残土運搬車両のルートが決まるまでは、広範囲に運行ルートが予想されるとして原告適格が認められるべきである。本件一覧表ではいまだ残土運搬車両の運行ルートや残土捨て場が決まっていないので、車両が運行される可能性としてかなり広範囲な地理的な範囲の原告にも原告適格を主張している。

これは被告及び参加人が残土置場とそこへの車両の運行ルートを決めていかないか明らかにしていないことが原因である。

従って、今残土置き場等が決まり残土運搬車両の運行ルートも決まれば、その運行に基づいて新たにその関係の原告適格を絞ることも有りえる。

#### (8) 日照被害を受ける危険性がある原告の原告適格

中央新幹線の高架橋や駅舎、保守基地、車両基地、非常口の建造物による日照被害が予測されている。

これらの建造物から北方や北西方向に 110 メートルの範囲の原告は日照被害が予想される。

参加人は環境アセスでは高架橋の敷地境界からの日影線の距離と日影時間とを予測しているが、これによると敷地から 110 メートルで日影時間が 1 時間以下になるところが多い（丙 5 の 2、環 11-2-1～環 11-2-3 頁、丙 3 の 2、環 10-2-1～10-2-12 頁等）

日照が阻害され日常の生活での日照を受ける権利の侵害や暖房費の増加等の経済的不利益等人格的利益が侵害される危険性があり原告適格を有している。

#### (9) 地盤沈下の危険性のある原告の原告適格

中央新幹線のトンネル工事により、トンネル上部又はトンネル中心線から 37 メートル以内の原告は、トンネル工事により居住地の地盤が沈下する危険性がある（証拠甲 CK 20 号及び原告準備書面 15 の 31 頁）。沈下すれば、自宅建

物が毀損し傾くなど所有権が侵害されるばかりか、沈下による生活の不便等による精神的苦痛や建物の建て替えなど経済的被害を受ける可能性がある。参加人の用地補償に関する説明文書のなかに、トンネル工事により建物等の沈下が予測されるのでその調査範囲として、トンネル端から 30 メートル（トンネル中心線からだと 37 メートル）の住民宅を対象に測量調査を行うことが書かれている（甲CK41）。沈下の危険性の安全面を考慮すると、トンネル中心線から 37 メートルではなく 100 メートルの範囲に居住する原告は、原告適格を有する。

#### （10）景観が阻害される原告らの原告適格

中央新幹線の橋梁部及び高架部、駅舎、保守基地、車両基地、変電施設、換気施設の建設に伴い、沿線の景観が毀損される原告がいる。

##### ア 山梨県内の原告について

特に高架部分が多い山梨県内の原告の内、甲府盆地を中心に居住する原告らは中央新幹線施設が出来ることで、富士山が見えなくなったり、南アルプス山脈の景色が見えなくなったり、八ヶ岳連山の景色が阻害される等の被害を受ける。この点に関しては、参加人も環境アセスで景観阻害を認めて調査をしている。参加人の調査では主要道路から中央新幹線高架橋により富士山や南アルプス、八ヶ岳等の眺望が見えなくなる部分を一部予測している。

中央市で中央新幹線予定地北側約 250 メートルの範囲と南アルプス市で中央新幹線北側約 500 メートルの範囲で富士山が見えなくなる、

笛吹市や甲府市、南アルプス市で中央新幹線南側約 700 メートルの範囲及び富士川町で中央新幹線南側約 1 km の範囲で八ヶ岳が見えなくなる等が予測されている。

また中央市では中央新幹線より南側約 100 メートルの範囲で南アルプスが見えなくなることが予測されている。（丙3の2、環17-3-1～13頁）。

従って、原告らの内上記範囲に居住する原告らには富士山、八ヶ岳、南アル

プス等の眺望が阻害される景観被害が予測されるのである。

日常的な視点からの予測のフォトモンタージュでは中央新幹線予定地点から約700メートルの範囲で予測している（丙3の1、8-5-1-60～93頁）。これらの予測から見ても中央新幹線から約700メートル以内に居住する原告は、日常的な景観を侵害されることから原告適格を有している。

また、主要な眺望変化では約2700メートルまでの範囲の眺望の予測を行っている（丙3の1、8-5-1-26～55頁）。

これらの予測から見ても、中央新幹線施設から約2700メートル以内に居住する原告らには景観侵害に対する原告適格を有している。

参加人は甲府盆地全体の中で中央新幹線が出来た場合の高架橋や橋梁部、駅舎等が見える範囲を予測して地図を作成している（丙3の2、環17-1-19）。この範囲に居住する原告は中央新幹線の建設に反対している者であり、中央新幹線が見えること自体が景観を侵害すると考えているので、景観に関する原告適格を有している。

#### イ 長野県の原告について

長野県は、高架橋、橋梁部（天竜川を渡る）、長野県駅、保守基地、非常口、坑口等が地上に出ている。

参加人は環境アセスに於いて、日常的な眺望に関しては中央新幹線から水平距離で200メートルから400メートルの範囲で予測してフォトモンタージュを作成している（丙5の1、8-5-1-4頁、丙5の2、環17-2-21～33頁）。

また主要な眺望地点からの景観を予測しているが、中央新幹線施設からの距離は最大約6.9kmである（丙5の1、8-5-1-3頁、丙5の2、環17-2-3）。自然豊かな地域の中に居住する原告らは、居住地点に限らず、大鹿村、飯田市及び豊丘村、喬木村、高森町の主要な眺望地点からの眺望に中央新幹線が視野に入ることに対しても眺望の侵害と受け止めている。飯田市及び豊

丘村、喬木村、高森町、に居住する原告には自己の居住地に限らず自然豊かな自然景観が中央新幹線によって害されることから被害を訴えており原告適格を有する。

#### ウ 岐阜県の原告について

岐阜県は駅を中心に地上部の高架橋や、橋梁部、車両基地、保守基地、非常口など地上部がある。

日常的な生活の場から景観に関しては中央新幹線から約200メートルから300メートルの範囲で眺望を予測している。又主要な眺望景観の変化に関しては中央新幹線から約300メートルから700メートルの距離からの眺望を予測しているが、4000メートルの距離からの予測も行っている(丙6の1、8-5-1-12~39頁)。

従って、中央新幹線から約4000メートル以内に居住する原告らは、中央新幹線の施設が出来ることで、眺望や景観が侵害される原告適格を有している。

#### エ 東京都、神奈川県、愛知県の原告ら

(ア) 神奈川県の場合は、相模川橋梁部及び換気施設の眺望景観阻害である。

参加人の環境アセスでは主要な眺望点からの景観状況については約300メートルから1500メートルの範囲で予測している(一力所鳥屋の車両基地の眺望に関して約3.7kmからの眺望を予測している)。また日常的な視点での眺望は中央新幹線の換気施設から約200メートルの範囲で予測している(丙2の1、8-5-1-2頁~3頁、8-5-1-36~43頁)。

少なくとも上記日常生活の視点からの予測範囲の距離はフォトモンタージュを見ても近くに見えるので、居住する原告との関係では山梨県の予測距離を参考にすれば約700メートルの範囲に居住する原告には景観に関する原告適格があると考えるべきである。

(イ) 東京都の場合

参加人の環境アセスでは換気施設から約200メートルの地点からの眺望の予

測を行っている（丙1の1、8-5-1-6～7頁）。

これもあまりにも近接過ぎるフォトモンタージュであり、山梨県の日常の視点からの予測距離約700メートルを参考にすれば中央新幹線から約700メートルの距離に居住する原告には景観に関する原告適格を有する。

#### （ウ）愛知県の原告

参加人の環境アセスでは換気施設、保守基地、変電施設等中央新幹線施設から約800メートルの名古屋テレビ塔と約2000メートルの弥勒山展望台地点からの眺望の予測を行っている（丙の1、8-5-1-1～12頁）。

中央新幹線の換気塔及び変電施設は、名古屋市民の宝である名古屋城、名城公園などに隣接し、名古屋市民の名古屋城を中心とする景観利益を阻害するもので、名古屋市民の原告全員が原告適格を有している。

#### （11）地域の自然環境の保全を求める権利及び自然とふれあう権利

原告らは南アルプスの自然環境だけで無く、自らが居住する地域の自然環境が中央新幹線工事の為に現況が侵害され、地域の豊かな環境が失われることを危惧している。原告らは自らの豊かな人格を形成し享受するために地域の豊かな自然環境を残そうと日頃からその保全に強い関心を持っている。また豊かな自然とふれあうことに喜びを受けている。

既に山梨実験線では、中央新幹線の工事で地下水が枯渇したり、逆に異常出水が出るなどの被害が発生した。また残土置場により豊かな自然が破壊された経験を受けている。

中央新幹線も86%が地下トンネル工事であるため、地下水脈の破壊、河川水の汚染等による地域の自然環境の破壊が危惧される。当該自然環境から遠く離れた人も広い範囲から自然にふれあうため訪れるから、守ろうとする自然環境からの距離で限定すべきではない。このような地域の自然に关心をもつ原告の原告適格を考える場合は、中央新幹線から一定の距離に限定されるべきではない。

特に、残土置き場による原告地域の自然環境への影響も危惧されているが、残土置場が殆ど決まっていない。そのため、どこに残土が捨てられるのかによってその地域の自然環境への影響が心配される。

従って、現段階では残土置場が殆ど決まっていない段階であるので、今回の一覧表ではかなり広範囲の原告が、地域の自然環境への影響を心配しており、広範囲の原告に原告適格があるとして主張している。

今後残土置場が明確になれば、自然環境への影響を訴える原告適格の対象も変わると考えられるが、現段階では広範囲にならざるを得ないことを付言するものである。

#### ア 東京都

中央新幹線の工事に伴う汚染水は処理されて城南河川水系（目黒川、呑川）に流入することを参加人は認めているが、十分な処理対策が行われるか疑わしい。中央新幹線の工事対象地区の地下水は重金属の汚染が危惧されており、中央新幹線工事で表出すると住民の健康に害をもたらす危険性が高い。

また、大田区洗足池が中央新幹線ルート近くにある。地下トンネルが近くを通過するが、同池の湧水や周辺の地下水への影響が心配される。

洗足池に近い大田区、品川区、世田谷区の原告は洗足池を中心とする豊かな自然環境を護る権利や自然との触れ合いが脅かされることから原告適格を有している。

また町田市市内はトンネルで通過する地域が、町田市、八王子市、川崎市の境界付近で豊かな自然環境が残っている地域である。原告森和幸（原告番号63）は椎茸栽培をするなど豊かな自然環境で農業をしている。野津田公園や尾根緑道も換気施設等に近く、自然環境の影響を受ける危険性がある。

町田市民はこの地域の自然環境に触れあい保全を求める原告適格を有している。

八王子市民も居住地周辺の自然豊かな場所に残土置場が来る危険性もあり、

原告適格を有している。

#### イ 神奈川県

神奈川県には川崎市、相模原市を中心新幹線が通過するが、参加人のアセスでは、主要な市民のふれあいの場として、多摩川緑地、等々力緑地、菅生緑地、王禅寺釣り施設、相模川散策路、道志川、鳥居原園地と中央新幹線施設との関係を予測している（丙2の1、8-5-2-7～25頁）。

参加人は、環境アセスの中では、中央新幹線の橋梁工事により河川への利用制限があることは認めながらも相模川散策路への影響は認めなかった。

しかし、橋梁工事により相模川及びその周辺の著しい自然景観が害され、自然との触れあいも阻害されることから、相模原市民は原告適格を有する。

また中央新幹線工事により相模川の河川の汚染も心配される。相模原市民の外にも相模川の自然との触れ合い等が害される危険性もあり、相模川近隣の原告にも原告適格がある。

残土捨て場に関しても川崎市の扇島や本牧ふ頭も候補に挙がっているなど、港湾に埋め立てることが検討されている。従って港湾周辺に居住する原告にも港湾の自然環境を保全する原告適格がある。

また鳥屋の車両基地は周辺の山を削って、約300万m<sup>3</sup>もの残土を盛土して作ると言われているので、車両基地及びその周辺の自然環境及び景観が害されることは明らかである。鳥屋地域に居住する原告には、自然へのふれあいや自然の保全を求める原告適格を有している。

#### ウ 山梨県

山梨県の自然との触れ合いに関して、参加人は、環境アセスで14カ所の主要な人と自然との触れ合い活動の場と中央新幹線工事による影響を予測している（丙3の1、8-5-2-1～44頁）。

山梨県の中央新幹線工事は、高架橋、橋梁、駅舎、保守基地等地上部が多い為、景観の阻害と自然環境への影響及び自然との触れ合いの場を、景観阻害を

中心に奪うものである。参加人の環境アセスの視点は、中央新幹線の施設が直接、自然とのふれいあいの場を改変しなければ自然との触れ合いの場を阻害したとは言えないという間違った視点で予測評価している。しかし、景観が阻害され、自然景観も含む豊かな自然との触れ合いが阻害される被害を受けるのである。

この点では甲府盆地に居住する原告の殆どが自然との触れ合いの原告適格を有している。

特に甲府盆地に作られる中央新幹線の残土置場が殆ど決まっていないため、山梨県内の自然豊かな場所は残土置場の候補になる可能性が高い。

北杜市や富士吉田市、南都留郡の原告も中央新幹線のルートからは離れているが、残土置場になる可能性があるので地域の自然を保全したいと願う市民は原告適格を有している。

富士川町高下には保守基地や変電施設が作られ、周辺の自然環境に影響を与える。

また、早川町は橋梁、非常口、残土置場が豊かな自然環境の中に作られる。山梨県民が早川の渓谷美等豊かな自然環境を求めて訪れる機会も多く、地域の自然環境及び自然との触れ合いの場が影響を受けることが明らかであり、山梨県民は原告適格を有している。

## 工 静岡県

静岡県は大井川の源流部に中央新幹線トンネル工事が行われることで大井川源流部の水が毎秒 2 トン減少することを参加人が認めている。この対策として参加人は樅島までの導水路トンネル工事を予定しているが、導水路トンネル工事で大井川源流部の自然環境の新たな影響が危惧されている。大井川の減水で大井川を飲料水の上水道水源や農業用水、工業用水に使っている自治体は 8 市 2 町である。さら参加人は大井川源流部の燕沢の河川敷に約 3 6 0 万 m<sup>3</sup> もの残土置場も計画している。

また大井川源流部には工事関係者の宿舎も予定され、これら工事関係者の日常生活の雑排水等が大井川に排出される結果大井川の河川が汚染される危険性が高い。

大井川の水を飲料水や農業用水、工業用水に使っている8市2町の川根本町、藤枝市、島田市、藤枝市、焼津市、掛川市、牧之原市、菊川市、袋井市、御前崎市、吉田町の住民62万人は中央新幹線の工事により水問題で影響を受ける（甲 CS15）。

そればかりか、静岡市民も含めて静岡県人は豊かな大井川の源流部の自然環境を静岡県の誇る自然環境として護り、享受し、自然との触れ合いの場として利用しているが、河川の汚染等を初め、残土置き場等自然環境が中央新幹線工事で影響を受けるので、大井川下流域の居住する原告には原告適格を有するものである。

#### 才 長野県

大鹿村は南アルプス赤石岳や荒川岳等の登山口としてまた豊かな自然環境が壊されずに残された地域として、大鹿村民だけでなく、周辺地域の住民や全国から訪れている。ところが、大鹿村には中央新幹線工事によりトンネルが掘られるだけでなく、橋梁、トンネル坑口、変電施設、非常口、残土仮置き場等の工事が予定されている。これらの施設の建設で、大鹿村の地域の自然環境が害されることを危惧しており、大鹿村村民の原告は全員は地域の自然の享受や自然との触れ合いが阻害されるので原告適格を有している。

大鹿村の豊かな自然環境を求める者は全国的にいるが、少なくとも、長野県諏訪市周辺から伊那谷に掛けて居住する原告には、大鹿村の自然環境を保全する原告適格を有している。

また、中央新幹線施設は飯田市を中心にトンネル及び橋梁、高架橋、駅舎が出来る。このため、沿線の自然環境や景観、自然との触れ合い等が害される。

中央新幹線沿線付近には風越山山麓公園、風越公園、清水で有名な猿倉の泉、

妙琴原公園等市民が憩う場所付近を通過する。このため、これら自然と触れ合う市民の自然環境への影響が危惧される。また、残土置場も豊丘村に予定され、新たな自然環境への影響も危惧される。飯田市及び下伊那郡に住む原告は、地域の自然環境の保全を求め、自然景観及び自然との触れ合いを求め、中央新幹線工事等によるこれら影響を阻止する利益があり原告適格を有している。

木曽谷の南木曽町には中央新幹線の非常口が 2 か所作られる。

南木曽町には、観光地で有名な妻籠宿があり隣町には馬籠宿と昔の宿場町を生かした自然と融合した街づくりをして全国から多くの観光客が訪れている。

南木曽町住民の原告にとって、このような自然と融合した古い宿場町としての生活の中に、飯田市方面に行く唯一の道路沿道付近に中央新幹線トンネル工事の為の非常口が 2 か所作られることにより、豊かな自然環境が、トンネル自体による地下水の枯渇などによる自然環境への影響及びトンネル工事関係車両の通行により大気汚染、騒音等による静穏な自然環境自体が害され、自然との触れ合い等が害されるので、原告適格を有している。

#### 力 岐阜県

参加人は環境アセスで、中央新幹線施設周辺約 600 メートルの範囲で生態系の調査を行っている（丙 6 の 1、8-4-1-5）。その上で、環境アセスの予測結果として、哺乳類、鳥類、両生類、昆虫類、魚類、底生動物、陸産貝類において、中央新幹線の工事の実施や施設（トンネル、地表式、掘割式、嵩上げ式、駅、車両基地、換気施設、変電施設）の存在により、生息環境の一部が消失・縮小する可能性があるが、その程度はわずかであり、周辺に同質の生育環境が広く分布していることから生息環境は確保され、事業の実施による影響の程度はわずかであり、重要な動物の生育環境は保全されるとする（丙 6 の 1、8-4-1-5 2～120 頁）。

しかし、岐阜県内は地上部も岐阜県駅を中心に、車両基地等地帯も多く、周辺の自然環境への影響は大きい。特に中津川市千旦木に作られる中部車両基

地は猛禽類の生息エリアがあり餌場となっているので、土木工事による改変で餌場の喪失等猛禽類の生息に大きな影響がでることが危惧される。

また岐阜県東濃地域には日本の重要湿地500に選ばれている土岐市の湧水湿地群、東濃湧水湿地群等多数の湧水湿地があり、これらの湿地が中央新幹線ルートに45カ所あり、車両基地付近には岩屋堂湿地もあり、ここには環境省のレッドリストに記載されている絶滅危惧種のハナノキやシデコブシが自生している。自然環境への影響が懸念される。

中央新幹線工事に近い場所には、自然歩道と自然環境が一体となった自然との触れ合いの場となるところがある。参加人の環境アセスでも6か所の調査地点を調査している（丙6の1、8-5-2-1～18頁）。

参加人の予測評価は、中央新幹線の施設が、これら自然との触れ合いの場の改変をしていないので、景観上は影響を受けるが景観の変化は一部区間に限定されるので変化の程度は小さいと評価している（丙6の1、8-5-2-15）

しかし、中央新幹線の施設により景観が阻害され、自然と歩道等が一体となっている自然の触れ合いの場が壊されることが危惧されている。

また 中央新幹線は木曽川橋梁で木曽川を横断するが、岐阜県内の工事で出る排水はいずれも木曽川水系に流される。このため木曽川の水質が汚染される危険性がある。岐阜県民は木曽川水系の水質を保護することで、親水環境を保全し、小淵ため池公園に代表するように親水と自然との触れ合いを重視している。このような立場の県民からみると、木曽川水系が汚染される危険性があることに対し、保全の為の訴訟提起の原告適格を有している。

## キ 愛知県

参加人は環境アセスで、中央新幹線施設周辺約600メートルの範囲で生態系の調査を行っている（丙7の1、8-4-1-5）。その上で、環境アセスの予測結果として、哺乳類、鳥類、爬虫類、両生類、昆虫類、魚類、底生動物、クモ類、陸産貝類において、中央新幹線の工事の実施や施設（トンネル、駅、換気施設、

変電施設、保守基地）の存在により、生息環境の一部が消失・縮小する可能性があるが、その程度はわずかであり、周辺に同質の生育環境が広く分布していることから生息環境は確保され、事業の実施による影響の程度はわずかであり、重要な動物の生育環境は保全されるとする（丙7の1、8-4-1-47～69頁）。

また春日井市の非常口、保守基地周辺のオオタカ（西尾ペア）の営巣中心域に関わることを認めながら、営巣中心域を回避するように計画するとか、工事車両の台数など調整するなど影響を回避する環境保全措置を検討していると述べているが（丙7の1、8-4-1-70～71頁）、営巣への影響が危惧される。

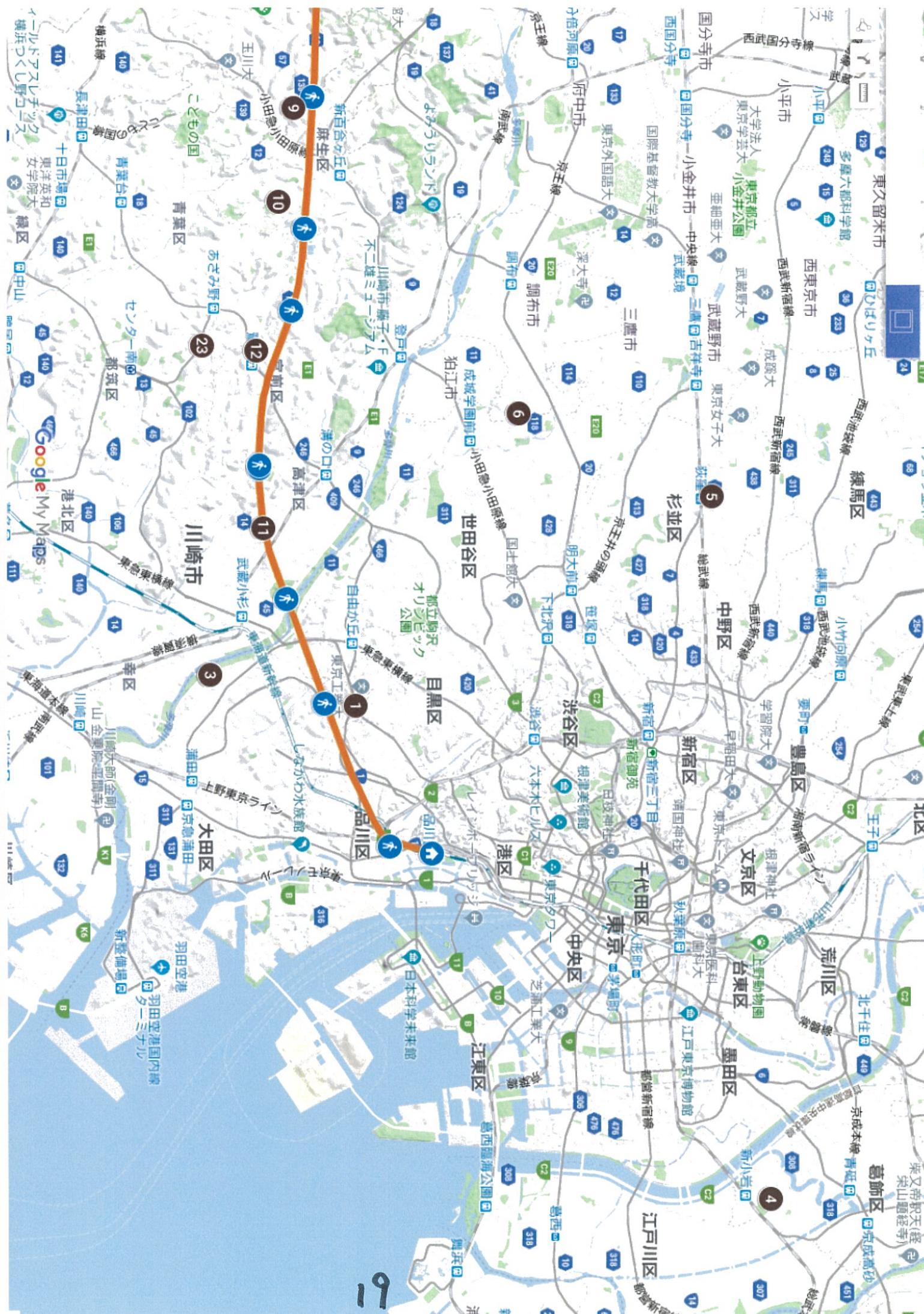
このように春日井市及び春日井市に隣接する名古屋市守山区居住の原告には地域の自然環境を保全することについての原告適格がある。

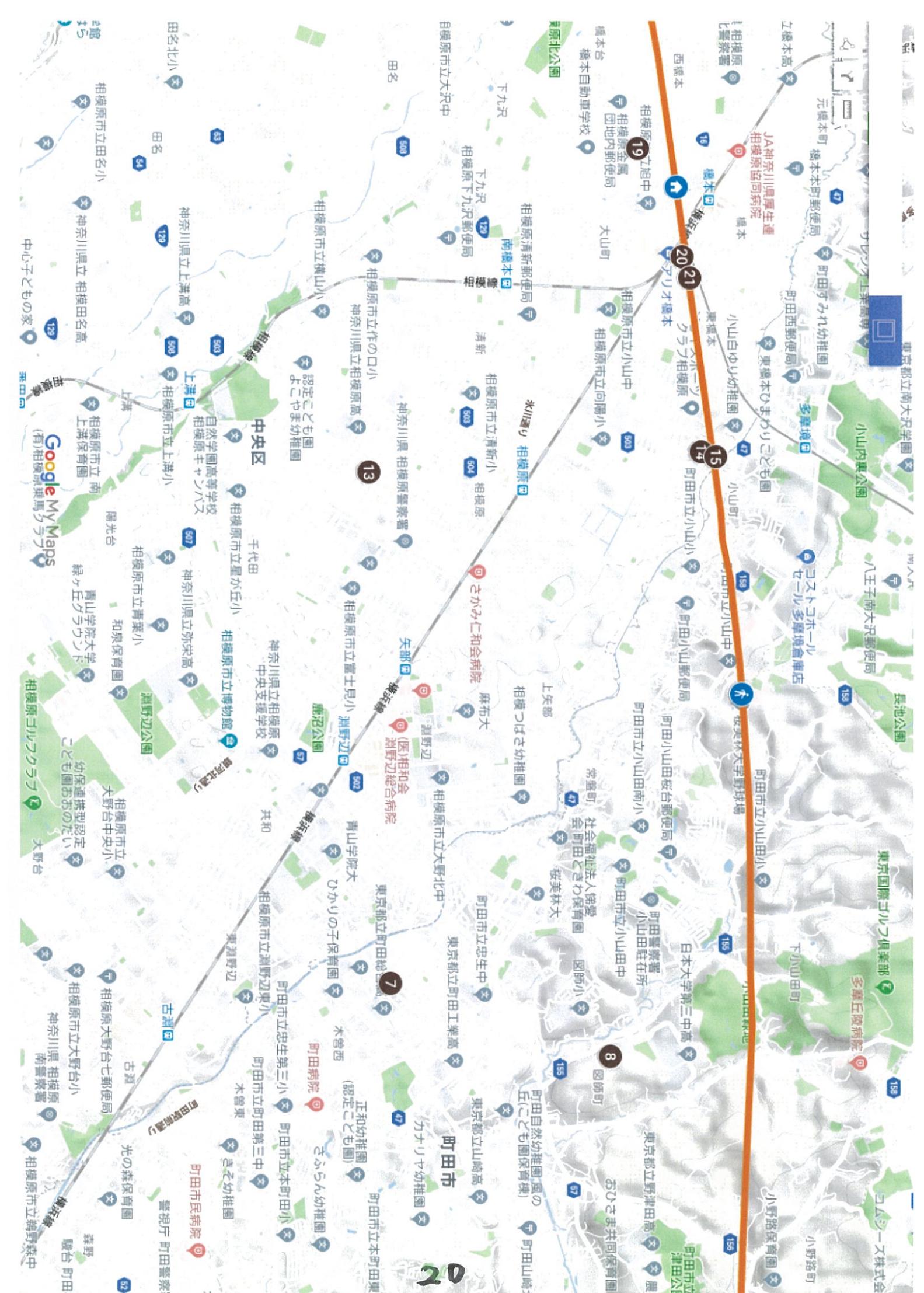
また木曽川水系の親水機能が、中央新幹線工事で河川が汚染される危険もあり、木曽川周辺の原告には原告適格がある。

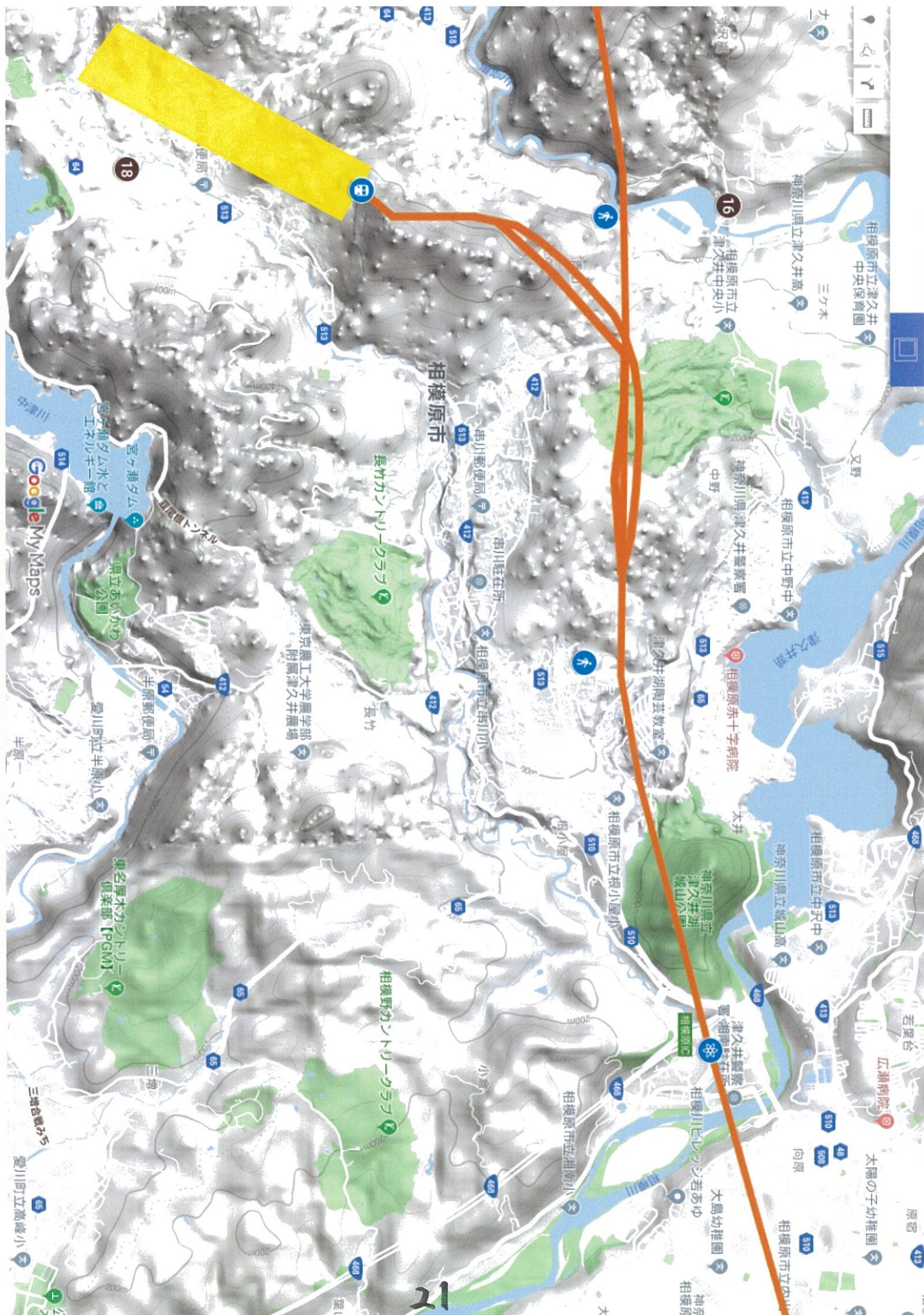
さらには残土置場が決まっていないため、広範囲な自然環境のどこかが残土置き場になる可能性がある。

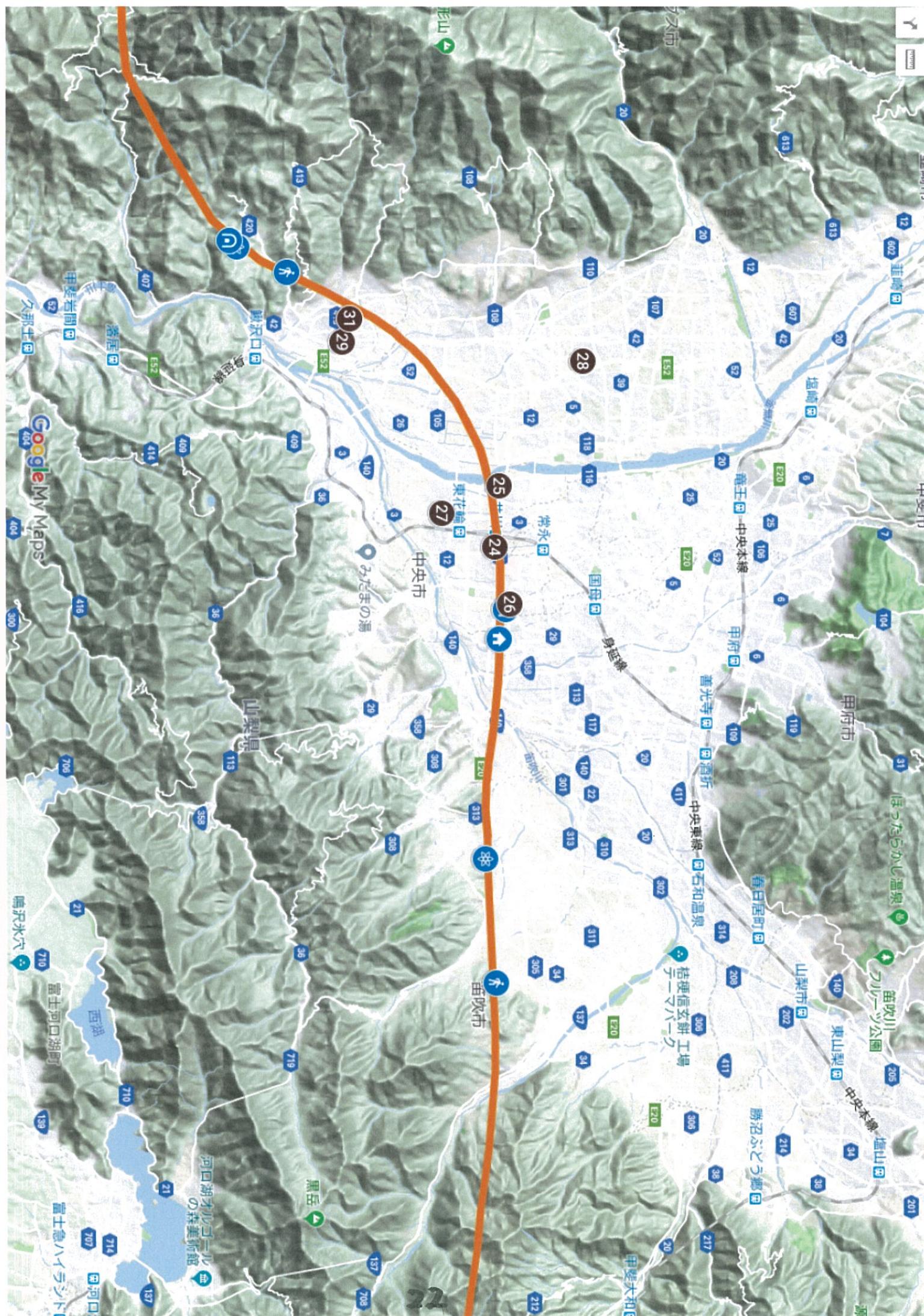
瀬戸の巨大な谷となっている陶土採取場や名古屋港湾などが残土捨て場の候補地になっているとの情報もある。従って広範囲な原告らに自己が居住する地域の自然環境が影響を受ける危険性があり、広範囲な原告に原告適格がある。

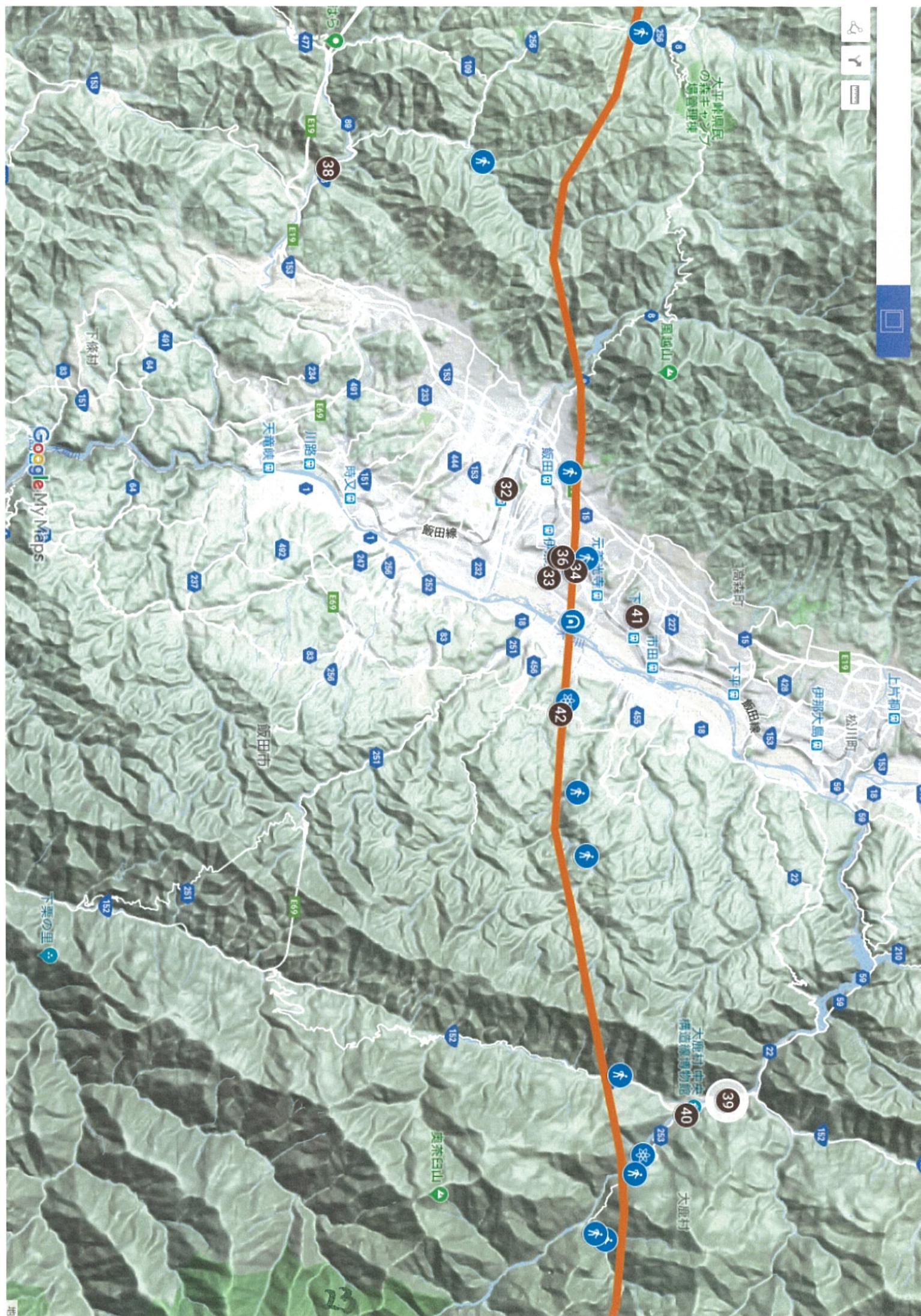
以上









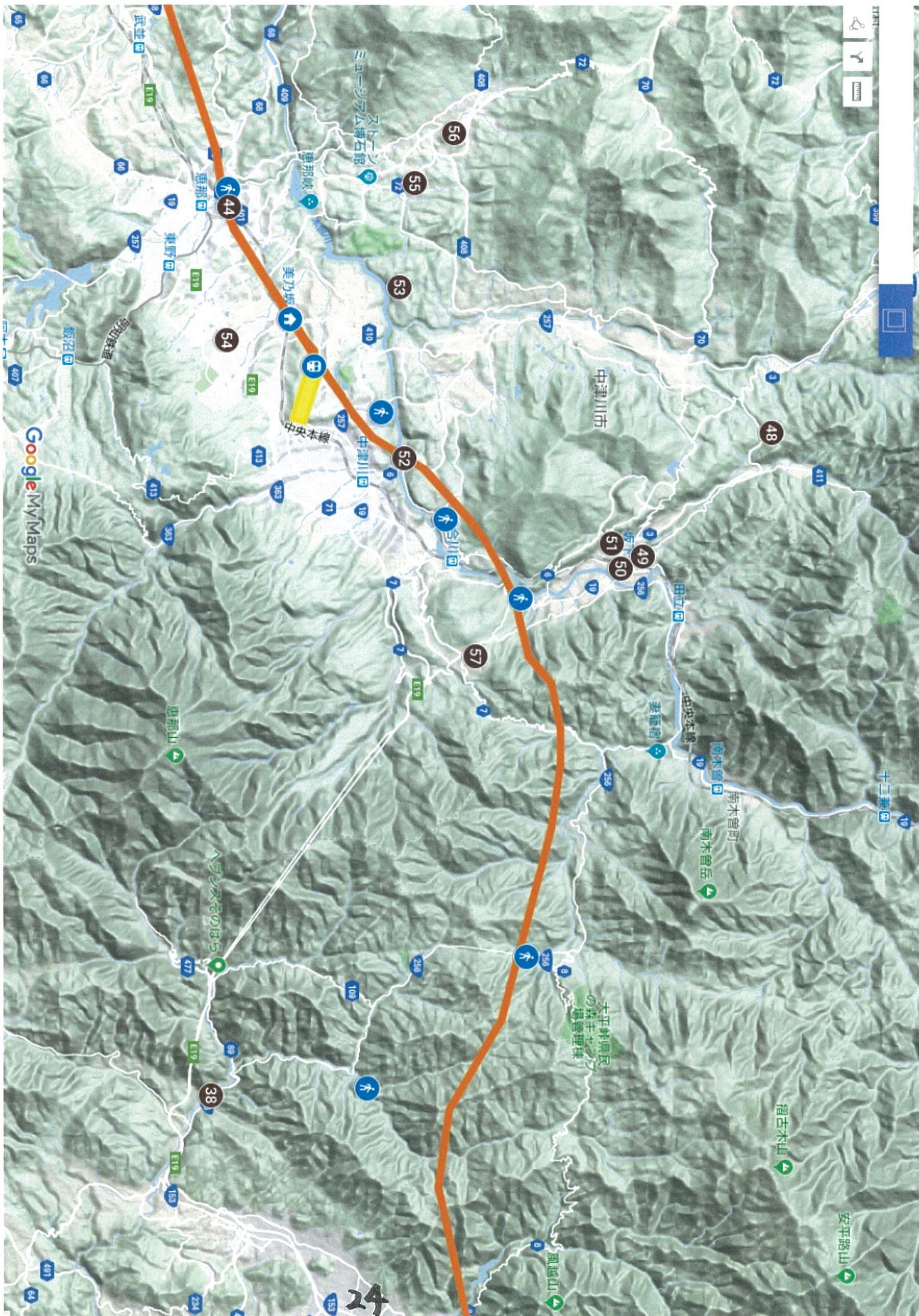


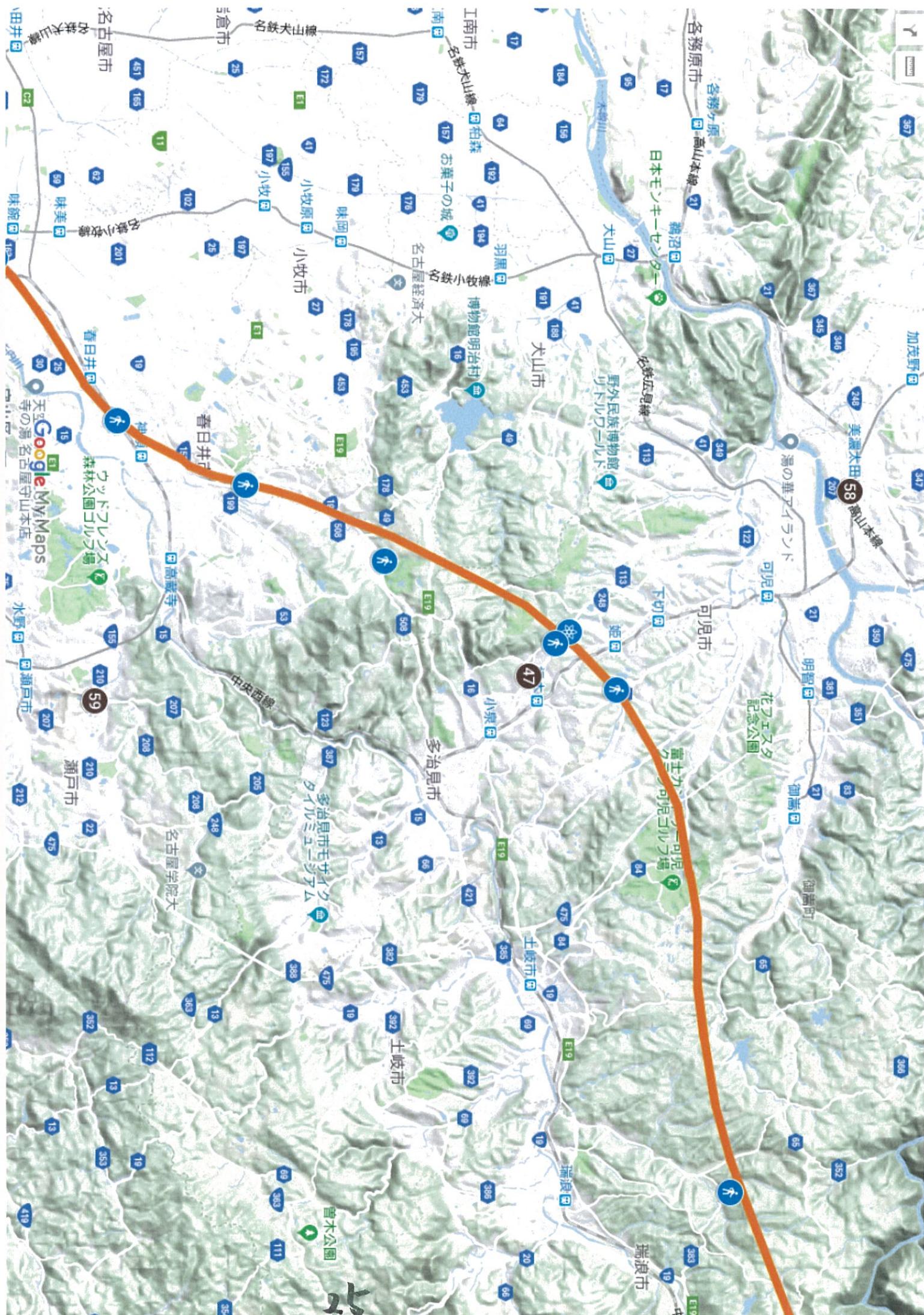
117

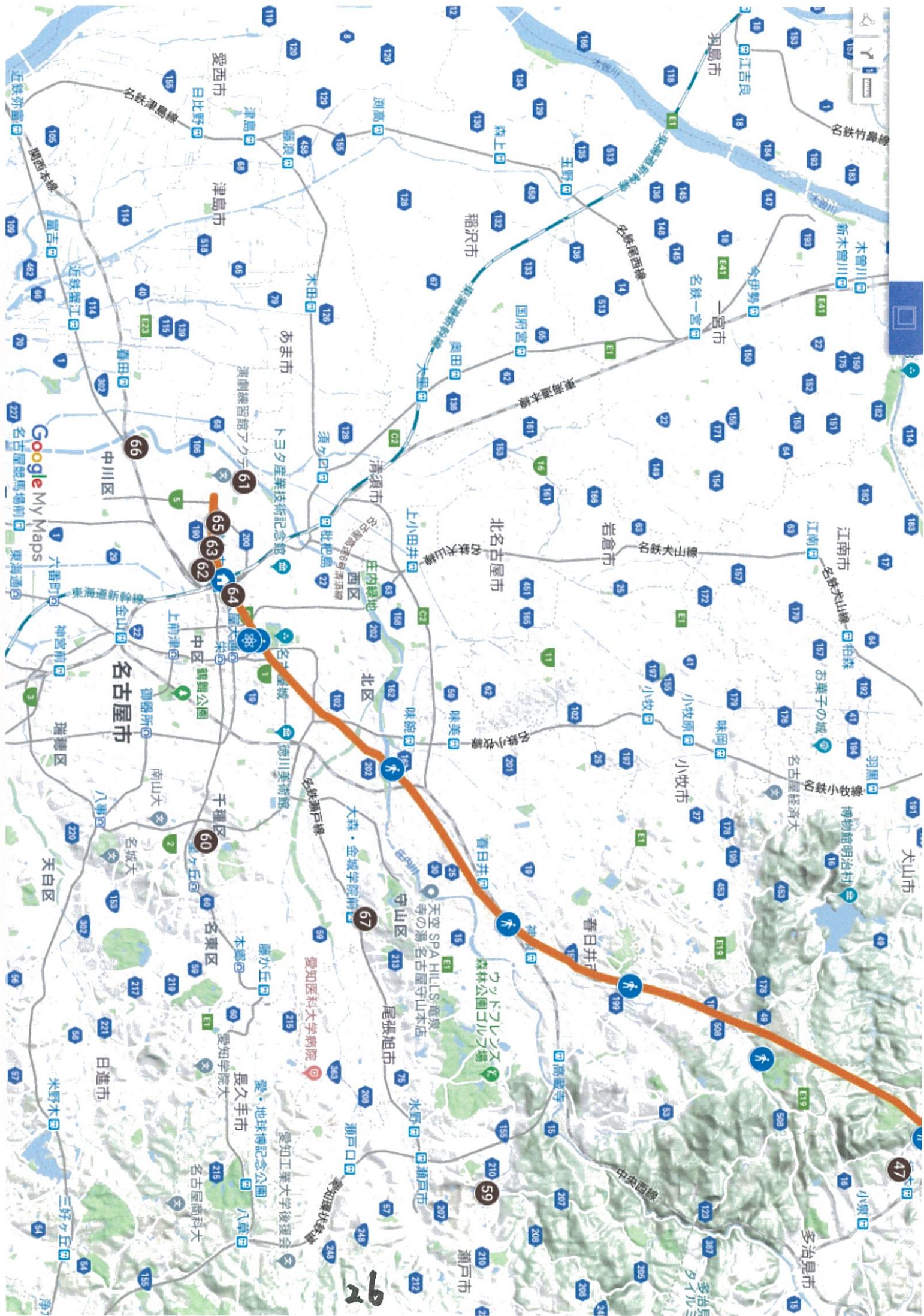
Y

W

309







原告番号	原告氏名	住所	安全な乗り物に乗る権利	南アルプスの良好な自然環境を享受する法律上の利益	リニア新幹線施設予定地の所有者及び対象土地	立木所有者。所在地 山梨県中央市極楽寺北河原307番、地目畠、地積396m <sup>2</sup>	立木所有者。所在地 山梨県中央市極楽寺北河原309番、地目畠、地積2228m <sup>2</sup>	飲料水(上水道・簡易水道)	列車運行による騒音・振動(高架、非常口、開口部等から約800m以内)	工事関係機械による騒音・振動(高架、非常口、開口部等から約200m以内)	工事関係機械による大気汚染(高架、非常口、開口部等から約120m以内)	工事車両による騒音・振動・大気汚染・交通混雑	地盤沈下の危険性(トンネルから約100m以内)	日照被害(高架橋や橋梁、その他の施設から約110m以内)	景観(施設、路線の近傍、但し山梨県は丙3の2環境17-1-6に準拠)	地域の自然環境を保全する権利	備考(ルート、非常口、高架等からの距離等)
1	奈須 利江	東京都大田区北千束1-11-8	●	●		●					●				●	洗足池から北約850m・非常口北約1.2km	
2	岩井 京子	東京都大田区下丸子4-21-15-1501	●	●							●				●	非常口から南へ約3.2km	
3	岩井 孝	東京都大田区下丸子4-21-15-1501	●	●							●				●	非常口から南へ約3.2km	
4	中野はるみ	東京都葛飾区東新小岩7-12-11-111	●	●											●		
5	木村 まり	東京都杉並区天沼3-10-8-101	●	●							●					環状8号線沿線	
6	籠谷 清	東京都調布市入間町1-19-64	●	●							●						
7	福田 明子	東京都町田市木曾西2-7-13-A202	●	●							●				●		
8	遠藤 和子	東京都町田市図師町2236-29	●	●							●				●		
9	坂巻 幸雄	東京都町田市能ヶ谷6-39-12	●	●							●				●		
10	鷹取 健	神奈川県川崎市麻生区王禅寺東2-35-14	●	●				●			●				●		
11	柴田 和明	神奈川県川崎市高津区千年新町19-6	●	●				●			●	●		●	●	ルートトンネルから約10m	
12	松岡かおる	神奈川県川崎市宮前区鷺沼4-5-2	●	●				●			●				●		
13	三澤 孝道	神奈川県相模原市中央区中央4-13-15	●	●				●			●				●		
14	萩原 安雄	神奈川県相模原市中央区宮下本町2-19-28	●	●				●			●	●			●	ルートトンネルから東へ約80m	
15	佐藤 宣子	神奈川県相模原市中央区宮下本町2-37-3	●	●				●			●	●			●	ルートトンネルから北へ約20m	
16	石原 晴美	神奈川県相模原市緑区寸沢嵐1968-9	●	●				●			●				●		
17	佐藤かおる	神奈川県相模原市緑区鳥屋1385-14	●	●				●			●			●	●	鳥屋の車両基地から東約400m	
18	佐藤 寿広	神奈川県相模原市緑区鳥屋1385-14	●	●				●			●			●	●	鳥屋の車両基地から東約401m	
19	岩佐 敬子	神奈川県相模原市緑区西橋本1-3-21	●	●				●			●				●		
20	丸山 茂男	神奈川県相模原市緑区東橋本1-23-3	●	●				●			●	●			●	ルートトンネル南約30m・駅東約400	
21	小山 敏美	神奈川県相模原市緑区東橋本2-30-3	●	●				●			●	●			●	ルートトンネル北約10m・駅東約600	
22	込山 素子	神奈川県南足柄市竹松1438	●	●				●									
23	藪 玲子	神奈川県横浜市都筑区中川2-10-1-1101	●	●		●		●			●				●		
24	河野 正彦	山梨県中央市上三條580-6	●	●				●	●	●	●	●		●	●	高架から南へ約70m	
25	矢崎 洋子	山梨県中央市臼井阿原1719-4	●	●				●	●					●	●	高架から北へ約260m	

原告番号	原告氏名	住 所	安全な乗り物に乗る権利	南アルプスの良好な自然環境を享受する法律上の利益	リニア新幹線施設予定地の所有者及び対象土地	立木所有者。所在地 山梨県中央市極楽寺北河原307番、地目畠、地積396m <sup>2</sup>	立木所有者。所在地 山梨県中央市極楽寺北河原309番、地目畠、地積2228m <sup>2</sup>	飲料水(上水道・簡易水道)	列車運行による騒音・振動(高架、非常口、開口部等から約800m以内)	工事関係機械による騒音・振動(高架、非常口、開口部等から約200m以内)	工事関係機械による大気汚染(高架、非常口、開口部等から約120m以内)	工事車両による騒音・振動・大気汚染・交通混雑	地盤沈下の危険性(トンネルから約100m以内)	日照被害(高架橋や橋梁、その他の施設から約110m以内)	景観(施設、路線の近傍、但し山梨県は丙3の2環境17-1-6に準拠)	地域の自然環境を保全する権利	備考(ルート、非常口、高架等からの距離等)
26	宮沢 正彦	山梨県中央市成島847	●	●	●			●	●		●		●		●	●	高架から北へ約280m。保守基地から約30乃至100m
27	藤田 英明	山梨県中央市西花輪86	●	●		●		●			●		●		●	●	
28	名取 泰	山梨県南アルプス市沢登1029番地4	●	●				●			●		●		●	●	
29	小林 明生	山梨県南巨摩郡富士川町青柳町69-1	●	●				●			●		●		●	●	
30	米長 久美	山梨県南巨摩郡富士川町天神中條359-1	●	●	● 登記上名義人は前姓の野口久美、土地の所在地富士川町最勝寺字外堀田201番1地目畠 地積186m <sup>2</sup> 、同所202番1地目畠 地積864m <sup>2</sup> 、同所204番1地目田 地積28			●	●		●		●		●	●	高架から東約260m
31	神田 勇	山梨県南巨摩郡富士川町天神中條603の5	●	●		●		●	●		●		●		●	●	高架から東約300m
32	吉田 綾子	長野県飯田市鼎中平2791	●	●				●			●		●		●	●	
33	池野 清和	長野県飯田市上郷飯沼1268-6	●	●				●			●		●				
34	熊谷 清人	長野県飯田市上郷飯沼1388	●	●	● 土地の所在飯田市上里飯沼1380番1地目田 地積518m <sup>2</sup> 、同所1381番1地目田地積739m <sup>2</sup> 、同所1382番1地目田 地積458m <sup>2</sup>			●	●	●	●		●		●	●	高架から北約70m
35	北原 志乃	長野県飯田市上郷飯沼2523	●	●				●	●		●		●		●	●	長野県駅南西約600m
36	大坪 勇	長野県飯田市上郷飯沼2576-1	●	●				●	●		●		●		●	●	高架及び長野県駅南約300m~400

原告番号	原告氏名	住 所	安全な乗り物に乗る権利	南アルプスの良好な自然環境を享受する法律上の利益	リニア新幹線施設予定地の所有者及び対象土地	立木所有者。所在地 山梨県中央市極楽寺北河原307番、地目畠、地積396m <sup>2</sup>	立木所有者。所在地 山梨県中央市極楽寺北河原309番、地目畠、地積2228m <sup>2</sup>	飲料水(上水道・簡易水道)	列車運行による騒音・振動(高架、非常口、開口部等から約800m以内)	工事関係機械による騒音・振動(高架、非常口、開口部等から約200m以内)	工事関係機械による大気汚染(高架、非常口、開口部等から約120m以内)	工事車両による騒音・振動・大気汚染・交通混雑	地盤沈下の危険性(トンネルから約100m以内)	日照被害(高架橋や橋梁、その他の施設から約110m以内)	景観(施設、路線の近傍、但し山梨県は丙3の2環境17-1-6に準拠)	地域の自然環境を保全する権利	備考(ルート、非常口、高架等からの距離等)
37	岸 真結子	長野県上伊那郡南箕輪村8422-1	●	●							●					●	
38	玉井 悅雄	長野県下伊那郡阿智村智里413	●	●							●					●	
39	佐藤 明穂	長野県下伊那郡大鹿村大河原375	●	●				●			●				●	●	
40	紺野 香糸	長野県下伊那郡大鹿村大河原962	●	●				●			●				●	●	
41	関島 伸憲	長野県下伊那郡高森町下市田955-14	●	●							●				●	●	
42	壬生眞由美	長野県下伊那郡豊丘村神稻11380-1	●	●				●	●		●				●	●	トンネル開口部より約400m・変電所予定地より約400m
43	小倉 利枝	静岡県富士宮市大岩740-3	●	●		●										●	
44	奥村 正志	岐阜県恵那市大井町1639-7	●	●					●		●				●	●	高架より西約750m
45	吉川 勇	岐阜県恵那市武並町藤375-1	●	●					●		●				●	●	開口部より北西約750m
46	伊藤建二郎	岐阜県恵那市武並町藤479	●	●							●				●	●	
47	松本 知之	岐阜県多治見市根本町2-28	●	●							●				●	●	
48	山内 保	岐阜県中津川市上野143-12	●	●							●				●	●	
49	亀山 繁	岐阜県中津川市坂下665-1	●	●							●				●	●	
50	吉村 治	岐阜県中津川市坂下954-4	●	●							●				●	●	
51	梶田 邦子	岐阜県中津川市坂下2990	●	●							●				●	●	
52	吉村 一雅	岐阜県中津川市瀬戸994-1	●	●					●	●	●	●		●	●	●	開口部橋梁から北約30m
53	田口 敏也	岐阜県中津川市高山2159-1	●	●							●				●	●	駅北約3.3km
54	前田 敬生	岐阜県中津川市茄子川1684-77	●	●							●				●	●	駅東南約2.7km、車両基地南西約2.
55	斎藤 啓治	岐阜県中津川市蛭川4822-1	●	●							●					●	
56	各務 清	岐阜県中津川市蛭川2224-3	●	●							●					●	
57	庄司 善哉	岐阜県中津川市馬籠5659-2	●	●		●					●				●	●	橋梁部より東約2.7km
58	杉下 芳松	岐阜県美濃加茂市古井町下古井2968-2	●	●							●				●		
59	菊地 秀行	愛知県瀬戸市上水野町620-4	●	●							●				●		
60	吉田 豊	愛知県名古屋市千種区鹿子町4-17-1	●	●							●				●		
61	伊藤まこと	愛知県名古屋市中村区宿跡町1-18-3	●	●							●				●		
62	廣瀬 定生	愛知県名古屋市中村区太閤5-1-8	●	●							●				●	●	駅南西約600m
63	大島 達也	愛知県名古屋市中村区太閤通4-25	●	●							●				●	●	ルートトンネルから約30m・駅西約950m

原告番号	原告氏名	住所	安全な乗り物に乗る権利	南アルプスの良好な自然環境を享受する法律上の利益	リニア新幹線施設予定地の所有者及び対象土地	立木所有者。所在地 山梨県中央市極楽寺北河原307番、地目畠、地積396m <sup>2</sup>	立木所有者。所在地 山梨県中央市極楽寺北河原309番、地目畠、地積2228m <sup>2</sup>	飲料水(上水道・簡易水道)	列車運行による騒音・振動(高架、非常口、開口部等から約800m以内)	工事関係機械による騒音・振動(高架、非常口、開口部等から約200m以内)	工事関係機械による大気汚染(高架、非常口、開口部等から約120m以内)	工事車両による騒音・振動・大気汚染・交通混雑	地盤沈下の危険性(トンネルから約100m以内)	日照被害(高架橋や橋梁、その他の施設から約110m以内)	景観(施設、路線の近傍、但し山梨県は丙3の2環境17-1-6に準拠)	地域の自然環境を保全する権利	備考(ルート、非常口、高架等からの距離等)
64	廣瀬 慡	愛知県名古屋市中村区名駅3-9-22	●	●							●	●		●	●	●	駅東約400m。トンネルから北約50m
65	鳥居 勝	愛知県名古屋市中村区元中村町1-68-13	●	●							●				●		
66	奥村 善男	愛知県名古屋市中村区横井2-35-3	●	●							●				●		
67	臼井 泰紀	愛知県名古屋市守山区弁天が丘1004-3	●	●	●						●				●		